

高知くらしの護身術

280

健康食品の電話販売

強引な勧誘で高齢者狙う

(2013年4月2日掲載原稿)

健康食品の電話勧誘については、何度か注意喚起をしてきましたが、相変わらずトラブルが絶えません。特に「申し込んでいないのに強引に送りつける」という高齢者を狙った悪質な販売手口が増えています。

例えば、突然電話で「以前申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと言われ、「そのような高額な商品を申し込むはずがない」と答えても、「あなたの体に合せて作ったものだから、買ってもらわなければ困る。」「あなたの名前や住所なども分かっている。忘れているのだろう。」「申込み時の電話を録音している。」「引きとってもらえないなら裁判する」などと強引に押し切られ、結局怖くなって了承してしまったといった相談が多数寄せられています。

高齢者の中には「今回だけなら」と承知してしまう方もおられるようですが、事業者には「ちょっと脅すと簡単に買う人だ」と思われ、繰り返しカモにされる危険性があります。

消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。「注文を受けた」というなら、事業者がその証明をしなければなりません。商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。できれば、事業者名や連絡先を控えましょう。なお、受け取ってしまっても、電話勧誘の場合、契約書面を受け取った日を含め8日間以内であればクーリングオフ（無条件解約）できます。

周りの方は、高齢者がトラブルにあっていないか、見守ってあげましょう。困ったときには、速やかに住まいの市町村窓口や消費生活センターにご相談ください。